

相模原市保健医療計画(第3次)(案)の概要

本市では、市民が生涯にわたっていきいきと暮らし続けられる社会の実現を目指し、令和5年3月に「相模原市健康づくり推進条例(令和5年相模原市条例第26号。以下「条例」という。)」を制定しました。

相模原市保健医療計画(第3次)(以下「本計画」という。)は、条例第9条の規定による健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画として、「相模原市保健医療計画」、「相模原市食育推進計画」及び「相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」を一体化して策定するものです。

また、市民が主体の健康づくりに係る取組、市民が住み慣れた地域で医療が受けられるよう医療体制の充実に向けた取組、新型コロナウイルス感染症への対応から今後の新興・再興感染症に備えて安全安心に生活できるよう衛生管理に係る取組等を定めた計画としています。

なお、本計画は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法(平成17年法律第63号)に基づく「市町村食育推進計画」、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」として策定し、国の健康日本21(第三次)及び神奈川県保健医療計画、健康プラン21等と整合を図っています。

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

基本理念

**健康を自らつくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら
～個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり～**

健康づくりは長期的な視点を持って進めていくことが必要であること、相模原市健康づくり推進条例の基本理念「自らの健康は自らつくることを基本として市民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと」、「市、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携し、及び協働することにより、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこと」を踏まえて、本計画では「相模原市保健医療計画(第2次後期)」で掲げた基本理念を踏襲します。

基本方針 市民が主体の健康づくり

健康は、運動・食生活・休養など生活習慣と深くかかわっています。基本方針 では、市民が主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸していくため、ライフステージや心身の状態に応じた取組について定めています。

取組方針

運動その他の身体活動
を通じた健康づくり

生活習慣病の発症及び
重症化の予防

食を通じた健康づくり

心の健康づくり

歯と口腔の健康づくり

次代につながる
健康づくり

喫煙者の減少と適正飲酒

主な取組

- 運動習慣を持つ人を増やします
- 減塩や栄養バランスなどに配慮し、規則正しい食生活を実践する人を増やします
- むし歯、歯周病の予防に取り組むとともに、定期的に歯科医療機関を受診する人を増やします
- 喫煙者の減少と適正飲酒に関する普及啓発を推進します
- がん検診や健康診査などの定期的な受診を促進します
- 心の健康に関する理解を促進します
- 健やかな妊娠及び出産並びに産後の健康管理を推進します



基本方針 身近な地域における医療体制

人口減少・高齢化は着実に進んでおり、医療ニーズの質・量が徐々に変化する中で、生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応が求められています。基本方針 では、医療従事者の確保・養成や医療の安全性・信頼性の確保など、市民が身近に必要な医療が受けられるよう医療体制の充実に向けた取組について定めています。

取組方針

地域医療体制の充実

地域包括ケアシステムの充実

医療従事者等の人材確保、定着、育成

救急、災害時における医療体制

主な取組

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を促進します
- 住み慣れた地域で医療等が受けられるための環境を整備します
- 医療従事者や介護従事者の人材確保、定着、育成を支援します
- 休日・夜間における充実した救急医療体制を確保します
- 災害時保健医療救護体制の充実を図ります

基本方針 安全安心の衛生管理

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活や感染症に対する意識に大きな影響を及ぼしました。基本方針 では、新興・再興感染症対策の充実・強化や健康を脅かす食中毒、災害発生時の衛生管理など、市民が安全に安心して暮らせるよう健康被害防止に向けた取組について定めています。

取組方針

感染症の予防とまん延の防止

安全で安心な生活を送るための取組

主な取組

- 試験検査、調査研究などの機能を充実します
- 新興・再興感染症対策を強化します
- 薬物の乱用を防止します
- 食品関係営業施設、環境衛生営業施設などの衛生管理を促進します
- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を推進します

重点指標

国の健康日本21(第三次)において、引き続き健康寿命の延伸が実現されるべき目標として設定されていることから、本市においても現計画に引き続き「健康寿命の延伸」を重点指標として設定し、平均寿命の延び以上に健康寿命を延ばすことを目指します。

あわせて「主観的健康感の向上」についても重点指標とします。

1. 健康寿命の延伸

健康寿命*の増加分が平均寿命の増加分を上回ることを目指します

* 健康寿命:日常生活に制限のない期間の平均のこと。

2. 主観的健康感の向上

自分が健康であると感じている市民が81.0%以上となることを目指します

指標		現状値		目標値
1	健康寿命の延伸	令和元年度		平均寿命の増加分を上回る 健康寿命の増加
		男性 72.69歳	女性 74.92歳	
2	主観的健康感の向上	令和3年度 76.1% (市民生活習慣実態調査)		令和10年度 81.0%

【本件に関するお問合せ先】

相模原市健康福祉局保健衛生部

地域保健課 TEL 042-769-9241 FAX 042-750-3066

メールアドレス chiikihoken@city.sagamihara.kanagawa.jp

健康増進課 TEL 042-769-8274 FAX 042-750-3066

メールアドレス kenkouzoushin@city.sagamihara.kanagawa.jp